

○ 用語解説集

	用語	解説
お	温室効果ガス	二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF ₆)、三フッ化窒素(NF ₃)の「7種類のガス」のこと。〔地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定〕
え	エコフィード	食品残さ等を利用して製造された飼料のこと。
か	改質リグニン	スギから作られるバイオ由来の新素材で、「熱に強い」「加工しやすい」「環境にやさしい」という性質をもち、様々な製品の素材としての活用が期待されている。
	間伐材	森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業「間伐」の過程で発生する木材のこと。
さ	再生可能エネルギー	エネルギー源として永続的に利用することができるとして認められているものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスのこと。
	再生可能エネルギーの固定価格買取制度 (FIT制度)	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度。
し	敷料	牛や馬など家畜が暮らす畜舎に敷く資材のこと。
	持続可能な航空燃料 (SAF)	「Sustainable Aviation Fuel」の略称で、循環型の原料(廃食油等)で製造された航空燃料のこと。
	Jクレジット制度	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO ₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO ₂ の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。
	循環型社会	第一に「廃棄物等の発生を抑制」し、第二に「排出された物はできるだけ資源」として利用し、最後にどうしても「利用できない物は適正に処分」することを徹底することにより、天然資源の消費が抑制され、「環境への負荷が低減される社会」のこと。
せ	製材端材	柱や板などを生産する製材加工の際に発生する、樹皮や木ぎれなどの「木くず」のこと。
	セルロースナノファイバー	セルロースを主成分とする植物繊維を、ナノ(1ナノは10億分の1)メートルサイズまでほぐして微細化した素材のこと。
ち	地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、「地球全体の平均気温が急激に上がり始めている現象」のこと。
	チップ	本計画では木質チップを指し、「製材端材」や「間伐材」などを「切削・破碎した小片」のこと。

と	土壤改良材	土壤の団粒状構造、透水性、通気性、保肥力、微生物環境などの「土壤の性質改善を目的として使用される資材」のこと。
は	バイオ炭	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350°C超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物のこと。
	バイオディーゼル燃料(BDF)	植物油脂などの再生可能な資源からつくられる軽油代替燃料のこと。 BDFは「Bio Diesel Fuel」の略称。
	バイオマス	化石燃料を除く、「再生可能な生物由来の有機性資源」のこと。
	バイオマス活用推進計画	「バイオマス活用推進基本法」に基づき都道府県及び市町村が策定するバイオマスの活用の推進に関する計画
	バイオマстаун構想	地域において、広く関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた「総合的利活用システム」が構築され、「安定的かつ適正なバイオマス利活用」が行われているか、あるいは、今後、「活用が見込まれる」地域を「バイオマстаун」という。 その地域における「バイオマス利活用の全体プラン」のこと。
	バイオマス・ニッポン総合戦略	バイオマス資源の総合的な利活用により、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を早期に実現するため、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省、総理府が共同で策定し、平成14年12月に閣議決定された「利活用技術の展開方向や目標、行動計画等を内容とした国家戦略」のこと。
	廃棄物系バイオマス	バイオマスのうち、廃棄される「家畜排せつ物」、「食品廃棄物」、「下水道汚泥」といったもの。
へ	ペレット	本計画においては、「製材端材」や「間伐材」などを粉碎し、圧縮して棒状に固めて成形した「固形燃料」および「堆肥」を粒状に成形加工した「ペレット堆肥」を指す。
ま	マテリアル	「材料」、「原料」のこと。
	マルチング材	土の表面を覆うことで保温・保湿、雑草抑制、土壤流出防止、病害虫対策などの効果をもたらす資材の総称。
み	未利用系バイオマス	バイオマスのうち、「稲わら」、「もみ殻」、「間伐材」といった「未利用のもの」のこと。
め	メタン発酵	微生物を利用して、酸素の無い条件(嫌気性という)のもとで有機物を分解し、主として「メタンガスを発生」させること。